

加西市若者定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の修学の機会の均等を図るとともに、加西市内への定住促進を図るため、向学心に富み進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学困難であり、かつ、学校卒業後、加西市内に居住する意思を持つ学生生徒に対し、その者が借り入れた奨学金等の返済の一部について加西市若者定住促進奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金)

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構 第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構 第二種奨学金
- (3) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 教育支援費
- (4) その他市長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、在学している期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦、年賦により奨学金等（返還期間が9年以上のものに限る。）の返還を行っている者
- (3) 30歳未満（申請年度末時点で29歳以下）の者
- (4) 補助金を受給する年度の前年度から当該補助金交付決定日まで引き続き加西市に住民登録があり、現に居住している者
- (5) 補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還している者
- (6) 市税等を滞納していない者
- (7) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の1の額とする。ただし、補助金を受給する年度の前年度において加西市内に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数で按分した金額を、補助対象の返還金額とする。

2 補助金の額は10万円を限度とする。ただし、奨学金返還にかかる他の補助金等を受給している場合は、本制度の補助金額と併せて10万円又は前年度に返還した奨学金の額のいずれか低い方の額を限度とする。

3 繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額に含まないものとする。

4 返還金額の確認については領収書、通帳の写し等の提出により行うものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（兼請求書）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの
- (2) 返還金額を証するもの
- (3) 現住所を証するもの
- (4) 奨学金返還にかかる他の補助金等を受給している場合は、その詳細がわかるもの

2 前項の申請書の提出は毎年4月とする。

(補助金の交付決定と交付方法)

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、第4条により算出した金額の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者の指定する口座に振り込む方法で、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金返還命令書により補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。